

5 第43条の3《被災代替資産等の特別償却》関係

【制度の概要】

この制度は、特定非常災害(注1)に係る特定非常災害発生日(注2)から特定非常災害発生日の翌日以後5年を経過する日までの間に、被災代替資産(注3)又は被災区域内供用資産(注4)の取得等をして事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、特別償却ができるというものである(措法43の3)。

本制度による特別償却限度額は、被災代替資産等の取得価額に特別償却割合を乗じて計算した金額をいい、当該特別償却割合は、特定非常災害発生日からその翌日以後3年を経過する日までの間においては、建物又は構築物が15%(中小企業者等は18%)、機械及び装置が30%(中小企業者等は36%)、特定非常災害発生日の翌日以後3年を経過した日以後においては、建物又は構築物が10%(中小企業者等は12%)、機械及び装置が20%(中小企業者等は24%)である。(措法43の3①②)。

なお、連結納税制度においても同様の規定が定められている(措法68の18)。

(注1) 特定非常災害とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいう(措法43の3①)。

(注2) 特定非常災害発生日とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の特定非常災害発生日をいう(措法43の3①)。

(注3) 被災代替資産とは、法人が有する建物(その附属設備を含む)、構築物又は機械及び装置(以下「建物等」という。)で特定非常災害に基因して事業の用に供することができなくなったものに代わるものとして、その用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物等(その規模が被災した建物等と同程度以下のもの等に限る。)で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものをいう(措法43の3①、措令28の3)。

(注4) 被災区域内供用資産とは、被災区域及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において事業の用に供した建物等で、その建設又は製作の後事業の用に供されたことのないものをいう(措法43の3①)。

なお、被災区域とは、その特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及びその建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域をいう(措法43の3①)。